

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(令和4年6月20日)

○ 太田紀子委員長

ただいまから都市・環境常任委員会を開催させていただきます。

当委員会におきましては、インターネット中継を行っておりますので、マイクに近づいての発言、ご協力お願いいたします。

次に、審査順序についてですが、環境部、都市整備部、上下水道局の順で審査を行います。今回は委員会の議案聴取会を開催しておりませんので、まずは担当部局からの資料の説明を受け、その後、質疑に移りたいと思います。

次に、今回の委員会中に所管事務調査を行うかどうか確認をさせていただきます。

なお、常任委員会の調査テーマとして様々なご意見をいただいておりますが、正副委員長といたしましては、市民からの提案のあった調査テーマについては、休会中の所管事務調査のテーマの候補として、その他の事項で改めて委員の皆様と協議したいと考えております。

このことについて、ご意見または別の調査テーマをご提案いただけますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

それでは、審査順序に基づき、環境部から審査を行ってまいります。

まず、部長からのご挨拶お願いいたします。

○ 川口環境部長

じゃ、皆さん、改めましておはようございます。

今回は、環境部がトップバッターということでよろしくお願いいたします。

環境部からは、今回補正議案が1件、こちらは北大谷斎場の空調等の中央監視装置です。こちらが半導体不足の関係で機器製作に遅れが出るということで、補正のほうを上げさせていただきます。

もう一件が常任委員会のほうで、市民が四日市市クリーンセンターへ持ち込む際の手数

料の無料部分の改正ということで、条例の一部改正をお願いしてございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議案第3号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 太田紀子委員長

それでは、予算常任委員会都市・環境分科会として、議案第3号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）の審査を行ってまいります。

では、一括して資料の説明を求めます。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。今年度も引き続きよろしくお願いをいたします。

資料につきましては、タブレットの今日の会議、都市・環境常任委員会、6月20日、01環境部関係資料の10分の5をお願いいたします。よろしいでしょうか。

北大谷斎場整備事業費（アセットマネジメント）でございます。

平成4年度の竣工以来、約30年間使用しております中央監視装置一部長のご挨拶にもありましたが一空調設備や電気設備などの監視、制御を行うものでございますけれども、こちらの機器を今年度更新することとしておりました。

ところが、世界的な半導体不足の影響によりまして、機器の製造に期間を要することとなり、今年度中の工事完了が見込めない状況となりましたことから、当初予算5440万円のうち、3200万円を減額し、新たに令和4年度から令和5年度を期間とする限度額3360万円の債務負担行為を設定し、工期を令和5年度まで延長しようとするものでございます。

事業費総額で160万円の増額となっておりますけれども、これは、工期の延長による影響と原材料費の高騰を見込んでいることによるものでございます。

また、実際の現場への据付け工事や調整に要する期間につきまして、資料の中ほどのスケジュール表にもございますとおり、当初は、他の空調工事等と並行して施工する想定でありましたことから、3か月程度を見込んでおりましたが、見直し後は単独施工となることから、2か月半程度としております。

なお、現状の機器につきましても、特に今、現状故障しているというわけではございませんので、現在のところ施設の運営に支障は出ておりませんが、あくまでもアセットマネジメントということで、予防保全の観点から機器の更新を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○ 前川環境事業課長

環境事業課の前川でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどの生活環境課のほうのご説明にありましたように、実はごみの収集車—じんかい車ですけれども—これの購入を今年も予定をしておりましたが、同じような理由で車が入ってこないということから、本来ですとこの議案に上げさせていただく予定だったんですが、上げさせていただくことはできませんでした。

それで、夏の8月定例会議に改めてまたご審議いただく可能性が出てくると思いますので、改めてそのときによりしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○ 太田紀子委員長

ほかよろしいでしょうか。

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言お願いいたします。いかがでしょうか。

○ 荒木美幸委員

お願いします。

内容はよく理解しました。一旦減額をして、再度債務負担行為で組み直すということですね。

確認させていただきたいのは、アセットマネジメントですので、この間、利用者の方に不便をかけることはないということを確認させてください。

○ 中山生活環境課長

特に利用者の方に影響があると思われるのは空調の関係でございます。中央監視装置がない状態——一時的にですが——という瞬間が若干でもありますけれども、スケジュールのほうをご覧くださいますと、一応先ほど申し上げましたが、実際の据付け工事あるいは調整等の期間につきましては、9月の中頃から11月中というところで、一番気候がいいといえますか、空調がなくても何とかお過ごしいただけるというような時期を狙って、工事の段取りを組んでおりますので、今ある機器も壊れておりませんので、取り替えて、据え付けして調整するという期間はなるべく短く、かつ、季節的にも穏やかな時期にさせていただくというところで、最大限の配慮はさせていただいておるつもりでございます。

以上です。

○ 荒木美幸委員

期間等を考えていただいていた設定だということですね。ただ、やはり近年すごく暑い時期が非常に長く、秋の初めぐらいますごく暑いので、特に空調については、これまでも利用者の方からかなり苦情等もいただいていたかと思っておりますので、最大の配慮をしていただいて、快適に利用していただけるような工夫をお願いしたいと思っております。

以上です。

○ 太田紀子委員長

ほかにご質疑はございませんでしょうか。

○ 竹野兼主委員

こういう今の状況を考えると、こういうのは普通に考えられるのかなと思っているんですけど、予算を少し上方修正というか、取ってある部分があるというのは、この数字で分かるんですけど、これぐらいの金額で大丈夫なのかなって。例えば建設業なりなんなりいるんな部分のところで1割程度ではなくて、本当はもう少し見ておいたほうがいいんじゃないかなという気がするので、160万程度の上乗せの部分の根拠をちょっと教えてもらいたいと思っております。

○ 中山生活環境課長

工事につきまして、営繕工務課にお願いをしてやっていただくというところで、予算についても営繕工務課さんのほうで見積り、メーカーさん、あるいは業者さんからの見積りを取っていただいた上での積算というところで、数字としては上がってきておると。

予算でございますので、庁内の調整、財政経営部との調整の中でこの金額に落ち着いたというところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○ 竹野兼主委員

理解はしていますよ。だから、反対という意味合いではなくて、もしこういう事態の中で、その金額よりもオーバーなんていうことがあったりすると、いろいろと後々のところを進めるのに、もう一回予算をとというような話になったりするとどうかなと思ったもので、それはないと強く自信を持って言われたというふうに確認させてもらって、了とさせてもらいます。

以上です。

○ 太田紀子委員長

ほかどうでしょうか、ご質疑のほう、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

それでは、別段、ご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、これより一括して討論、採決を行いたいと思います。

まず、討論のある方は挙手にてご発言お願いいたします。

(なし)

○ 太田紀子委員長

別段、討論もないようですので、これで分科会としての採決を行いたいと思います。

なお、全体会に送るかどうかは採決の後にお諮りいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

反対表決もないので、簡易採決を行います。

議案第3号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決いたしました。

最後に、全体会に送るべき事項について、委員の皆様からご提案ございましたらご発言をお願いいたします。

○ 川村幸康委員

議案とは関係ないですけど、空調のことでちょっと聞きたいことがあって、新型コロナウイルス感染症対策って何かあるの。

空調は空調なんやろうけど、今どきやでやるんやったら、この議案はあんたらが上げてきておるやつでええんやけど、それで、研究ってしておるのか。

だから、制御は制御でやっておるんやろうけど、それ直すのと同時に、あんな人のように集まる場所は何かしておるのかなと思ってさ。

○ 中山生活環境課長

今委員がおっしゃるのは、空調の設備の根本のところでは何か……。

○ 川村幸康委員

フィルターを何かするとか、何かそんなことかなと思って。

○ 中山生活環境課長

というイメージですよ。

○ 川村幸康委員

提案とはちょっと違うもので、どこで聞こうかなと思って。新型コロナウイルス感染症対応はしておるのかなと思って。

○ 中山生活環境課長

ちょっと私もそんなに知識があるわけじゃないですけど、今回の工事の中に新型コロナウイルス感染症の関係で特別な何か仕組みがあるとか、そういったものはないと思います。

○ 川村幸康委員

なら、意見としていいですか。

こんな時期やで、空調関係を見直すときに一遍そういうのも少しは視野に入れてやっていくということのほうがいいのと違うかなと思って、これからは。

○ 中山生活環境課長

ありがとうございます。

空調の更新、室外機、室内機の更新はもう既に今年度やろうとしておりますので、次回といいますか、次のタイミングということになると思いますが、今回これ議案でお願いしていますのは、その制御装置の部分でございますので、今回はそういったことがちょっと入ってないということでございます。

今後また他の施設におきましても、空調等何か入れるときには、そういった技術が現状であるのであれば、そういったものも取り入れるというのも一つの考え方として持ってまいりたいと思います。

以上です。

○ 太田紀子委員長

分かりました。

本当こういう時期ですので、新型コロナウイルス感染症対策というか、今後もどうなるか分かりませんので、ちょっと心に留め置きいただければと思います。ありがとうございます。

では、これは全体会に送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第3号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第6号 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

○ 太田紀子委員長

次に、都市・環境常任委員会として、議案第6号四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正についての審査を行ってまいります。

では、資料の説明を求めます。

○ 前川環境事業課長

環境事業課の前川でございます。よろしくお願いいたします。

今年の4月から新たな部署として環境事業課が誕生しまして、そちらでやらせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。何せ不慣れなものですから、お聞き苦しい点もあろうかと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料で続きまして、10分の8をお願いいたします。よろしいでしょうか。

この条例改正につきましては、2月の定例月議会の協議会のほうで皆様にお示しをさせていただきまして、ご議論いただいたものでございます。そのときと内容は大きく変更は当然ございませんが、簡単に少しこの改正の内容についてご説明を申し上げたいと思えます。

まず、私どものほうの施設、四日市市クリーンセンターに皆さんがご家庭で生じたごみ

を直接お持ち込みいただく場合に、現在の手数料の額は、1回の搬入で350kgまでを無料というふうにさせていただいておりますが、これを1日の搬入量が150kg以下に改めさせていただきたい。あわせて、1670円という定額がかかるわけですが、これについては、今までは450から100kg分までが1670円ということでしたが、これを1日当たりのということで、250から1670円の定額がかかるというふうな改正をさせていただきたいと、こういうことをごさいます。

現在の料金体系といいますのは、市民の利便性ですとか、あるいはサービスの向上に資する一方で、その持ち込んでいただく搬入のほとんどが150kg未満でありますとともに、逆に、事業系のいわゆる廃棄物が—これが家庭のものと偽ってという表現が正しいかどうか分かりません—不当に持ち込まれている可能性が否定できないというふうなことがございます。

現在四日市市クリーンセンターでの受付では、免許証などを利用して市民の方であるという確認と、発生元がどこかというのを確認させていただいていく、それと、廃棄物の内容、品目、そういったものも確認をさせていただいてございます。

その際に、例えば建築廃材が多いとか、あるいは同じ種類のものが多量にあるとかというふうなことになりますと、ちょっと事業活動によるものかなというふうな疑念を持ってまいりますので、そういった部分についてはお伺いをさせていただいて、抑止させていただいておるということをやっておるわけです。

それと、環境事業課の職員が直接現地へ行って、実際に事業者の方のものではないよねというのを確認にお邪魔することで抑止に努めてきておるところなんです、それをすり抜けていく者がいるのも事実でございます。

ただ、確証が得られない部分も多々あるわけですが、そういうふうにして抑止に努めさせていただいておるところではございます。

こういったことを踏まえまして、市民の方の利用実態に合わせて、そういった不当などうか、不適切な廃棄物の搬入を防止させていただいて、できるだけ安全、安定での廃棄物処理を継続させるということで、適正な料金体系にするために改正をするということでございます。

2の表で、改正点については、私今申し上げた部分が載せてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

この条例の施行期日でございますが、令和5年1月1日とさせていただきます。

これは、市民の方への周知期間というのも必要でございまして、また、その期間を利用して、四日市市クリーンセンターの中で計量のシステムを改造する必要がありますので、そういったところも行って、四日市市クリーンセンターでの受付のやり方、それから、料金の収受、運用面での整備を行って、年明けからの業務に備えさせていただきたいと、このように考えてございます。

次に、資料の10分の9をご覧いただきたいと思います。

上段の部分では、改正前後の手数料のイメージをお示しさせていただいてございます。

下段の表をご覧いただきますと、この表では、市民持込みの重量別の件数と割合をお示したものでございます。前回の協議会でもお示しをさせていただきましたが、時点を3月までのものとして修正をさせていただいたものでございます。

1日当たり150kgまで無料、すなわち150kgを超えると有料となった場合に、151kgから350kg超えまではトータル6.1%で、16人に1人が影響を受けるというふうな割合になってございます。

続きまして、資料10分の10をご覧いただきたいと思います。

これは、先日の議案聴取会のほうで、荒木委員からご請求いただいた資料でございます。先ほどの資料10分の9でご説明申し上げました重量別の件数と割合の過去2年の傾向をお示したものでございます。

2の表のところに、今回の改正による影響の有無をお示ししておりますけれども、影響ありという部分にお示しさせていただきましたように、令和元年、令和2年という部分におきまして、それと、令和3年も載せさせていただきましたが、この3年間を見ても、大きく状況が変わっておるわけではございませんので、特段影響が、ばらつきが出てくるといったことはないのかなというふうに考えてございます。

今回の改正によりまして、そういった不当なごみの搬入ですとか、そういった部分を抑制するほか、これを機に四日市市クリーンセンターのできれば混雑の緩和にもつなげていけるといいなというふうに考えておるところでございます。

説明は以上です。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言お願いいたします。

○ 伊藤昌志委員

ご説明ありがとうございます。

10分の9のグラフで、以前も違うところでグラフのことをちょっと申し上げたことがあるんですけども、2点あります。

上のイメージ図なんですけれども、改正後のところの150kgで1670円の線で、150kgの場合が、グラフではどちらかが分からない状況なんですよね、150kgが入るのかどうか。

ですので、この150kgと1670円の交差するところは白丸を入れないと分からないと思いますので、あれ、150kgはいいんですよね。ゼロですよね。以下ですから、よろしいですよ。

ですから、150kgのところと1670円の交差するところは白丸を、白抜きの丸にしないといけないかなと、ここはちょっときちっと訂正するべきではないかなと思います。この表だけで150kgがどちらに入るか分からないなと思っています。

○ 川口環境部長

前回のときもそういうご指摘もございまして、いろいろ工夫をさせていただいたんですが、白丸が上手にいきませんでして、見ていただきますと、150kgのラインの上向きの線というか、縦の線を点線で表現させていただきまして、グラフの赤い横線につきましては実線でお示しさせていただいたということで、伊藤委員からおっしゃっていただいた部分につきましては、若干そういう形では工夫はさせていただいたということでございますので、ご理解いただけるとありがたいと思います。

○ 伊藤昌志委員

分かりました。ありがとうございます。

そういった行政の資料がその辺は反映されないものなのかというのが私も分からないのですが、一般的にはそうかなと思うので、その辺り再度確認をお願いします。

自治体でそうなおるのであれば、当然するべきではないかなと、表を見たときに150kgかどうかちょっと分かりづらいかないかなと思いました。

それと、下の表なんですけれども、これも統計なので、この状態でやっていただいていると思うんですが、ゼロから50kg以下で、51kgから100kg以下となっているので、そうすると、50. 幾つというのは、どちらに含んでいるのでしょうか。

○ 前川環境事業課長

ごみの計量が10kg単位でしか量れませんもので、例えば150kgなら、そこで止まります。110kgだったら、もう150を超えているという判断をしますし、その間の例えば152kgとか3kgとか、あるいは155kgを超えると上下で、要は5より下やったら150にカウントしますし、5より上だと151にいくというような、どうしてもそういう計量のシステムの幅になってしまいますので。

○ 諸岡 覚委員

それ、四捨五入ということ。

○ 前川環境事業課長

ごめんなさい、ちょっと確認をさせていただきたいんですけど。

○ 川村幸康委員

量りのシステム。

○ 前川環境事業課長

そうです、量りのシステムです。

○ 竹野兼主委員

1kg単位では……。

○ 前川環境事業課長

量れないものですから。

○ 川村幸康委員

量りの仕組みは全国的に四捨五入じゃないよ。

○ 前川環境事業課長

申し訳ありませんが、そういうところでの幅がどうしても出てしまいます。申し訳ないです。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

これも先ほどと一緒にのことですので、そうすると、知らない方が見たときに、どっちに入るのかなということ、際のところが明確になるといいなと思いました。これもちょっと自治体がそういったものであれば、特に問題はないという意見をお願いします。

○ 荒木美幸委員

まず、資料ありがとうございます。

これまで懸案となっていて、都市・環境常任委員会のほうでも改正したほうがいいのではないかといったような意見がある中で、早期にこのようにシステムを変えていただくとともに条例変更していただくということで、それは大変感謝をしたいと思います。

ぜひ、まだなかなか定量的にどれぐらいの効果が出るのかというのは、どうですか、前川さん、それは、どのぐらいの効果が出るということは、まだ今のところはなかなか難しいかなと思いますが、どのようにお考えかだけお聞かせください。

○ 前川環境事業課長

そのとおりでして、抜群にこれの効果があるというのはなかなかちょっと申し上げづらいところではございます。

ただ、一定の効果が出るものと期待しておるところでございますけれども、そこも地道に様子を見ながら、今までの取組を含めてやらせていただいて、抑止に努めたいと思います。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

まず、始めていただいて、また、その状況を委員会等にご報告をいただければというふうに思っています。

それと、この資料を拝見させていただくことによって、この改正の背景のところにあります、市民搬入のほとんどが150kg未満であるということが、この表を見るとしっかりと分かるなと思います。市民の90%強が150kg以下の状況かなというふうに感じました。

しかしながら、先ほどからお話が出ましたが、周知がすごく大事だと思っていて、まず、150kg以上で料金がかかるという点と、それから、1日1回150ということ、ここが大きな変更点かなと思いますので、周知は、もちろん様々な方法は考えていらっしゃると思うのですが、こういった方法でまた周知をされるかお聞かせください。

○ 前川環境事業課長

ありがとうございます。

まずは、あまり早めからやっても、みんなが忘れてしまうようなことではいけないので、できるだけタイミングを見計らってというのはございますけど、広報にチラシを入れさせていただいて、各戸配布をさせていただくような手法、ホームページはもちろんですし、それから、今「さんあ〜る」というアプリケーションも配信させていただいていますので、そういったもの、それから、なるべく広く皆さんに早めから周知する意味では、四日市市クリーンセンターの入り口にそういったものをきちっと提示して、利用者には促していくというふうな、こういうふうなことを今現在考えておるところです。

以上です。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

まさに最後におっしゃったことを私も提案させていただこうかなと思いました。

どうしても組回覧であったり広報というのは一過性になってしまいますので、常に利用される方が目に触れる場所にあると、それがいろんな方にも伝わって行って、来年からこうなるらしいよというのを流布していただければ、より効果が出るかと思いますので、そういった可視化を考えた周知の在り方というのもぜひしっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

○ 太田紀子委員長

ほかにご質疑はございませんか。

○ 笹井絹予委員

お尋ねしたいんですけど、例えば350kg超えとか、328件とか、パーセンテージで0.3%と書いてあるんですけど、結構そのイメージが分からないんですけど、重たいものというのは、どういうものを持ってきたりするんですか。もう一つ、不適切なものというのもどんなものなんでしょうか。

○ 前川環境事業課長

ありがとうございます。

重たいものでもいろいろなんですけど、350kgというと軽トラック1杯分ぐらいになるわけですが、おうちから出てくる片づけのごみなんかで軽トラック1杯分積もうと思うと、これはなかなか大変なところがございますけど、それでもやっぱり持ってこられる方がいらっしゃいます。

特に多いのが粗大ごみ系です。椅子、ソファ、マットレス、ベッド、こういったものが非常に多いかと思えます。中には少し重量のあるものをお持ちいただく、家電4品目はもちろん駄目なんですけど、それ以外の例えば電子レンジだったりとか、そういったものをお持ち込みになられる方もいらっしゃいます。

きちっと持って来ていただく方は、350kgどころか、もう100kgまでなかなか積めないということも非常に多くございまして、少ないというのがこの表にもお示ししたとおりなんですけど、多いというのはそういうものが多いと。

あと、畳です。持っていってもいいかというのじゃなくて、畳を自分の家に残してあつてというのが多いです。

実は、この畳を私、例に挙げさせてもらったのは、その後の話につながっていくんですけど、畳屋さんが、畳が事業として発生したものであっても、自分で外した畳やと持ってこられると、私らとしては、ちょっとお断りすることができませんので、一般廃棄物としてお預かりせざるを得ないという状況があつて、それが先ほど申し上げた、事業者なんだけれども、一般のご家庭というふうな形で持ってこられる方がそういったところに少し見受けられるかなというのが多くございます。

要は、駄目なのはそういう理由で、重いというのはそういう粗大ごみ系、それから、最近では終活とあって、もう家を片づけて行って物を少なくしたいという方も結構いらっしゃる、まとめてちょっと片づけに入られるという方もいらっしゃる、結構大量に持ってこられる方も中にはいらっしゃいますので、そういったものはちょっと重量がかさんでしまうということでございます。

○ 笹井絹予委員

ありがとうございました。

○ 川村幸康委員

一つは、まず、最後の荒木委員が頼んだ表はこれでいいけど、量の割合はどんなものなのかというの、もしよけりゃ、知りたいなと思った。

350kg未満が圧倒的に90%なんやけど、実は量はむちゃくちゃに多いやつが多いとか、そういう感想を持ったのが一つ。

それと、最終的にはこうやってしたけど、SDGsやなと思っておるの。150kgでもうただやでいいという話ではなくて、私が思っておるのは、コークス燃やしておるよね、一緒に。原価がかかっておるのやで、やっぱり実費はこれ市民にもらっていくようなことにしていかなあかんよ、市議会議員が言いにくい話やけど。もらうという形にならないと、便利になって燃やすんやけど、許されやんような状況に変わったんや。ある意味、四日市市も考え方を變更していかなあかん。

それで、四日市市クリーンセンターを市税で建てたんやけど、あの当時の考え方は私も正しいと思ったけど、やっぱり今、脱炭素になって二酸化炭素が悪になると、四日市市の今の焼却場はいいのかなという思いがあるの、私も。

そうすると、ごみも無料やでとか、市役所の職員が集めに行っておったのを持ってきてくれるで150kg無料やったのも、実費は取らなあかんような形のものに切り替えていかざるを得んと思う。それあなたらが言いにくいのがあったら、議会から市民に言いにくいけど言っていかなあかんなど私は思っておる。

やっぱり、コークスを燃やすこと多分問題視されると思うから、だから、そういう市民の意識啓発を高めていかんとあかんのかなと思うと、ごみも増やさんとか、そういう方向にシフトせんとあかんで、これが完成形ではないと思っておるで、やっぱり二、三年の間

に無料を今度有料にしていくようなことにしていかなとあかんと思うな。実費分だけな。

事業者のような目的でやっておるのとは違って、それともう一つは、事業者対策や。そこをどうするかという問題があって、個人的にこの間も言ったと思うんやけど、庭木の剪定とかあんなやつを菰野の民間のリサイクルのところあるよね、八千代工業株式会社の向こうへ行ったところに。あそこらへ持っていけば、私もちょっと仕組みはあまりよう分かっておらんやけど、あるというのは知っておるんやわな。かなりの量を持っていっておるわ。私のところは庭が広いし、店の回りとかの全部の処分を庭木屋さんに頼むと処分代がすごいわ。

そうすると、変な話やけど、私が持って行けばええんやわなという話になるのが本当にええのかどうなのか、どうなんやということがあると思うので、やっぱり最後ここまで持ってこなあかんというのを、環境部がこの条例改正とセットで、もう準備に入らなあかんと思う。これはこれでやっていくんやけど、最終的にどこへ持って落ち着かすかと。

それと、今の課題でコークスを燃やすのはあかんやろうなと思ってな。それは議員も含めて、まずは環境部の職員は思っておかないとあかんのと違うかな。

だから、これはこれで市民サービスというと、市民も楽やでええんやけど、実は本当はあかんことを教えていることもあるで。言いにくいよ、市民の財布からお金取ることやで。それでもやっぱりこれは言わなあかんなと思って。

それと、都市整備部が公園や街路樹の剪定をしておるやろう。あれもSDGsの観点で何かできやんのかなと思ってな。ただ単に四日市市クリーンセンターに燃やしにいくという話だけではなくてさ、チップ化するか、あそこのグリーンリサイクルはリサイクルしておるわな、チップ化してウッドにして。あんなのを、四日市市が自前でできやんのかなと思ってさ、あそこへ。それをやるなら、市民が持っていってもええと思うんやわ。ただ単に野焼きしたり燃やすということよりもな。だから、SDGsの対策もあそこでやってくということ。

放っておいても庭木は伸びるんやで、街路樹とか。あれの処分代は結構なもんやわ、この間、都市整備部聞いたら。あれ、10年貯めたら建つぜ、四日市市クリーンセンターが。先行投資してやるかどうかだけやで、今日初めて言うけど、一遍考えなよ。

元を取るよ、すぐに。今、民間の四日市市中のものを、一遍調べてみて。これを一遍報告してよ。庭木屋さんが処分代でどれぐらい、収益も上がっておるであれでやっておるけど、自分で処分して。そうやけど、私らみたいに業者に頼んでやっておるとすごいお金や

で、庭木屋さんも庭木屋さんの営業もあるけど、それを四日市市のグリーンのチップにするところへ持って行ってもらえるようにしてもらえんや、循環できるように。そこらをちょっと一遍考えなよ。菰野町はやっておるんやで、やれないことはあらへんやんか。

そうすると、豊なんかでも燃やすとかあんなことよりは、堆肥にできると思うんやけどな。切って何かして。細かいとあかんかもしれやんけど、集約したらできるはずやで、業としてなりわいができるはずやで、SDGsやで、環境がそういうことを一遍先取りして考えてほしい。

今言ったようなことをちょっと一遍データとして次までに教えてよ。それと、方向性だけは。いや、おまえの言っておることは100年早いと言うんなら、それでもいいし。直ちに取組まないとかかんと言うんやったら、俺は直ちに取組むことやと思っておるよ。

以上です。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○ 竹野兼主委員

川村委員が言われることって、非常に建設的でもあるし、絶対に必要かなというふうにも聞いていて思います。

特に燃やす部分でCO₂を削減するというのが、これからの大きな課題になっているので、そのCO₂を削減する政策に回すために費用を取るといふ、そういう発信をすれば、市民の方にも、議会が悪者になるという意味ではなくて、環境をしっかりと整えていくためのという方策の一つやという話をしてもらえれば、理解をいただけるのではないかなというふうに、川村委員の話を聞かせてもらって、そんなところを感じたところなんですけど。それと、今豊の話やいろんな話も出ましたけど、民間のところに産業廃棄物として処理しに行った場合の費用って、業者が持ち込んだらどれぐらい金額がかかるのかなみたいなものを、今資料をもらったら、そこも感じたところなんですけど、民間のところであまりに値段が高いから一当然だと思ふんですけど一市のほうの処理として、個人のものなんやという形でやる。それぐらいの値段の差ってどれぐらいあるのかなあというのを少し知っておく必要もあるのではないかなというふうに思ったんですけど、その辺の金額みたいなことは、調査というのはしてあるんですかね。

○ 前川環境事業課長

いろいろとご意見いただきましてありがとうございます。

まず、料金の差というのは非常に難しく、民間さんでやっていただいていることが多いものですから、定額で幾ら、例えばトン当たり幾らというのが定額で決まっているわけではありません。

それぞれの業者さんの持っている能力と、そういった施設の問題もあって、うちならトンこれだけで取れますよ、でも、うちならトンこれだけかかりますみたいなどのやっぱり開きはどうしてもございます。

ただ、一般廃棄物か産業廃棄物かというところで、これはまた大きな差が出てまいります。産業廃棄物でも、例えば木くずなら幾らとか、廃プラスチックなら幾らとかというので、その後の処理工程が違ってまいりますので、値段の差はどうしても出てまいります。

ただ、ごめんなさい、僕らが同じ一般廃棄物を処理するときは、これは自治体の責務でやらせてもらっていますので、自治体はその値段は決めていますけど、だから、民間がこれだけ取っておるで、市役所もこれだけ取ろうかというわけにはいかないというところをご理解いただけるかと思いますが、民間にはちょっとその開きがあって、一般的に、例えばこれだけの何m³のコンテナで1杯幾らというような取り方をされておる事業者さんが多いとは伺っておりますけど、ちょっとこの開きは、詳細については、ごめんなさい、データとしては持ち合わせておりません。

○ 竹野兼主委員

僕ね、それぞれ民間の方が処理するという意味合いのところと言うと、今言われた意味とはちょっと違って、この350kg、1670円が三千幾らに、350kgになると今度3340円か。それよりも、処理費用として民間のところは、もう少し安くできるんやったら、当然持ち込まないかなという、そういう単純なところでどうなのかなというところの確認が少ししたかっただけなんです。

この話をいろいろ聞いていると、産業廃棄物を受けるところは、土地が広くて、そのままそこに置いておけるとか、いろんな方法もあって、金額は、当然ですけど、壘1枚、処理費用は2000円でしたので、20枚で4万円払いましたけど、この前ね。だから、持っていておったらもっと安かったんかというのを今初めて知ったわけですけど、それは、当然

手間賃と、それから、運ぶのに車を用意しなきゃならんとかって考えたら、それが妥当な金額かなと思うので、そういう意味合いのところで、処理をしていって、やっぱり川村委員が言われたみたいに、それで燃やすとかCO₂が出てきて、例えば野焼きみたいな形で変に処理をされたりすると、環境悪化の部分で、してもらいたくない附属の余分なものが出てくるというのは、やっぱりしっかりとした行政の診断というか判断で止められるような状況もつくらないかなのかなあというふうに思ったので、今話を聞かせてもらって、当然個人の金額という意味ではなくて、ほかのところの民間へ、例えば処理をしに持っていったら幾らぐらいするのかと思った。答弁をもらったんですけど、そういう意味ではなかったということです。

○ 川村幸康委員

だから、私が言ったの、原価幾らぐらいかかっておるんやろうなって。何でこんなことを言ったかという、やっぱり四日市市、コンビナートで生きてきた都市やから、あそこから煙を出さんというのは難しいと思うんやわな。すなわち、税収が減っていくんやで、あそこでほとんど税収をいただくわけやで。そうすると、あそこで出す分、どこかで減らすという考え方が要るで、だから、あそこを減らすという考え方はもう難しいと思っておるの。

だから、あなたらも今度コンビナート何とか会議に入っていっておるわけやろう、商工農水部と一緒に。あそこでは減らしにくい分、例えばコークスを使わんと、リサイクルできる分だけは、その分こっちでこういうふうにカウントしてやっていこうやないかという考え方が要るということをおっしゃるの。それがやっぱりもうちょっと市民にもきちっと見える形でしていく。

やっぱりコークスをたくということが悪いのではないけれども、やっぱりコークスやとまずいなと、その意識が要るわ。

前までは経済論でいっておったけど、いかん部分もあるのやな。私らはコークスで燃やしたら、それこそ何でも燃やせるし、エネルギーに変えるで正義やと思っておったけど、こうなってくると一気に悪になるで、その時代転換を先々読んで変えていかんとあかんと思って。

だから、コンビナートの煙は止めれへんでさ、その分、どこかで四日市市として努力していかんとかあかんところは、環境部のコークスを燃やさんような方法やろうなと思う。必

要なものだけはやっぱりコークスを使って燃やさな仕方ないでさ。

だから、コストを一遍教えてほしいんさ。無料と言っておるけど、やっぱりコークスたいておるんやで、あれ。コストはかかっておるということをどう啓発していくかやわ。コークスも高くつくやろう、むちゃくちゃに。石油価格は高いんやで、恐ろしいほど。

一遍それを出して、俺らに分かるように。俺らも幾らかかかっておるのか分からんもん。コークスを1日どれぐらいたいて幾らかかかっておってというのが。それ逆算していくとコストが分かるで。1kgでこれだけ税金がかかりますよという話やろう。もうけ分がないんやで、市役所には、利益分はな。

コスト論さえ分かれば、やっぱり市民の意識も変わるやろうでな。ただやで持っていこうかという話から、やっぱりコークスをたくんかなという話に。でも、ごみやで処分せなあかんという話はあるんやろうけど、そこが分かると、市民も動脈のほうを小さくするでな。静脈でただのもんが出ていくんやったら、節約せえへん。

一遍コスト出せるか。あんたら賢いで出せるやろう、隠すなよ。

○ 前川環境事業課長

ちょっとまだ僕も勉強不足なところがありますので、細かく勉強して、コークスについては出せますので、計算してみます。

ごみ処理の何が正しいかというのは非常に難しいところでして、今ある施設は、コークスがあつての施設ですので、例えばそれを別のもので何か代替できるものではございませんので、ガソリン車に軽油入れてええんかというのと一緒に、いやいや、それはあかんよという話と一緒になものですから、それに対応して、ちょっとでもCO₂を抑える方法、あるいはそのCO₂を何かのことに転換できんかとか、いろいろ技術は今切磋琢磨でやっただいただいているところだと思いますけれども、まだその実用化に向けてまでは当分かかると思いますので、総合的にちょっとそれは調べさせていただいて、勉強させていただきたいと思います。

○ 川村幸康委員

コークスを使うのはよくないけれども仕方ないと思っておるのや。それやったら、コークスを使って燃やすものを、畳とか木とか、リサイクルできるやつは、最大限やっぱりそっちにコストをかけていくべきやろうなと思う。

そのためには、その投資をしてもいいような理由づけとして、コークスを燃やしてCO₂を出すと、これだけのデメリットですよと。国からこんなことを言われるという話の中でいくと、四日市市のコンビナートはこれぐらい苦しくなりますよと。

そんな中で、四日市市が少しでもアピールできる場所で何かやるということをやったり、せんよりましという考え方もあるでさ。それはやっぱり環境部が最後に段取りよく準備しておかんとあかんなと思って。国やから言われてからするよりはな。

○ 川口環境部長

いろいろご提言をありがとうございます。

本当に四日市市クリーンセンターの排出するCO₂というのが、市役所全体が出すCO₂のかなりの部分を占めておるということで、各委員さんがご心配いただいているようなところは、本当に環境部としても課題であるという認識はございます。

ただ、課長のほうからも申しましたけれども、なかなか現時点でこれをやればみたいな解決策がないところで、川村委員からもご意見、ご提言いただいたというふうには感じておりますので、当然環境部といたしましては、今日は来ておりませんが、環境政策課のほうで、CO₂削減につきましては検討していくというふうにさせていただいてございますし、ごみ減量につきましても、組織をつくって、係もつくりまして、きちっと取り組んでいくというふうな形で体制を整えてやっていこうというふうには考えてございますので、また、おっしゃっていただいたような分析ですかね、そういったところからも始めさせていただいて、いろいろとまた議会のほうにもいろんな情報も出させていただいて、また、ご議論いただきたいというふうには考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○ 川村幸康委員

スピード感が要るで。部長が退職する頃ばちばちからでは、次の議会ぐらいまでに一遍、きちっと決まらんでもええで、青写真ぐらい出してきてよ。急がなあかんに、こんなの。1年かけてやるというような問題と違うで。

だから、最低限そのための、青写真を描けるだけのデータは今言ったでさ、そういうものをきちっと作って出してきてよ。そんなのは数字はじくだけやで出るはずやで。それで、きちっとやらんと。

あんたらだけでやると、なかなか言うておるけど、そんなもん絵に描いた餅で、議員がやってみなよとあんたらは思っておるやろう。それでは理解したことにならんや。また屁理屈こねてくるで、部長がきちっと分かったと言うんなら指揮権持って、きちっと青写真を次の議会までに出してきてよ。約束な。

○ 川口環境部長

委員おっしゃっていることは十分心に留めさせていただいて。

データとかをできるだけ考えさせていただいて、ご理解いただけるようなものをまた考えてご相談させていただきまますので、よろしく願いいたします。

○ 竹野兼主委員

今、川村委員が言われておった部分で、コンビナートの話やけど、あれ煙じゃなくて、水蒸気だという話を聞いたことあるんやわ。だから、物を燃やして、昔で言う煙じゃない。そういう意味じゃなくて、出てくるのは真っ白いあれやけど、これって煙かなと思って話したら、水蒸気。

当然環境に厳しい四日市市の中なので、今の話の中で、ひよっとすると、コンビナートがまだ煙出していると思われたらあかんかなと思うので、そこだけ一つ確認しておきたいのと、それから、コークスを燃やすというのも本当に指摘されているので、これは、今の四日市市クリーンセンターの溶融という意味合いで、今はそうやってせないかんでやっていますけど、その裏に、僕は、川村委員がもっと心配されるやろうなと思うのは、市民が今、分別もせず何でも燃やせるような状況になった。

将来に向けて、コークスを使えやんというような状況の今の施設が、それこそ環境に負荷がかかっているから駄目ですよと言ったとき、市民はそここのところにもう一回、それまでいっぱい分別しておったやつが楽になったというのをどんなふうに協力してもらえんかというのも少し頭に入れてもらって、川村委員が言われるみたいな部分にちょっとプラスアルファが必要ではないかなというふうに思ったりもしていますので、これは意見として聞いておいてもらえればいいので。

○ 川村幸康委員

理事者は答えにくい。

竹野委員、煙というのは、煙突から出ておるのは総称で煙や。煙の定義をちゃんと見ておかなあかん。それだけの話。

煙が出ておるといのは、悪いものが出ておるということだけで、水蒸気も含めて煙なんや。だから、変な話だけど、そんなこと言い出すとややこしくなるよ。コンビナートから出ておるやつが、どれから何が出ておるのやという話になると嫌な話になるでな。だから、そこで止めておいたほうがええ、それは。

逆に、後で煙の定義を調べやなあかん。自分も分かっておらん、それは。また、それをコンビナートの人が聞くとややこしい話になるよ。

○ 伊藤昌志委員

関連なんですけど、市民生活のほうの廃棄物のことで二つほど。

一つは、大谷台のほうの70歳前後のご夫婦から、私が、たまたま道歩いておって、ほかのことで活動しておったら聞かれたんですけれども、粗大ごみの処理券は買ってあるけれども、その方は、体力はあるけど目が悪いので、なかなか運べないというようなことがあって、他市では、市が中まで入ってきて取りに来てくれるのが月2回あるというところがあるというようなことがあって、そういった、お金出してでも処理してほしい人はいるけれども、体力的に外まで出すこともできないという状況は、もう容易に想像できますよね。

そういう意味では、今の市民状況って、生活の状況ってやっぱり違うと思うので、そういったことも踏まえて、ある意味、お金出してでも持って行ってほしい方々がいるのかなというふうに思います。

もう一つは、これSNS上の今リサイクルのサイトが非常に活発化しています。情報までという感じなんですけど、フェイスブックで四日市の方が、一般社団法人の方がやられておって、今1347人登録されておって、毎日のようにリサイクル、お互いにやっておるんですよ。

そういう意味では、もう根本的に四日市の中の大型の家具とかをリサイクルし合ってくれておって、これなんか行政がするのは難しいと思うんですけれども、何か支援してあげるといのか応援してあげる、こんなところやって、こうやってやっていますよというぐらいなら責任もなく一責任なくというのも言い方悪いですけど—その団体がいいことをやっていたらいいので、その支援になって、お互いにいいのかなと思いましたので、参考までに意見として話させていただきます。

以上です。

○ 太田紀子委員長

ちょっと議案から外れているような感がございますので、議案に対してのご質疑はございませんでしょうか。

○ 石川善己委員

正副議長レクのときにちょっと言っておけばよかったなと思って、内容的には非常に大切な部分やなというのを思っていますし、やるべきやと思っています。

ただ、こういうことをやると必ず増えてくるのが不法投棄。並行してやっぱり不法投棄に対する対策も、この法改正と併せて並行的にいろんな想定しながら準備をしておかんと、やったら必ず不法投棄は増えてくると思います。その辺の何かいろいろ考えながら準備っされておるのかどうか、もし聞かせてもらえる部分があれば。

○ 川口環境部長

委員からご意見いただいたんですが、できるだけ大きな影響がないようにということで、今回の改正は考えさせていただいた部分もございますので、目に見えて増えるというふうなことはないのかなとは思っておるんですけども、委員がおっしゃったように、何か厳しくすれば、当然逃げようとする方も出てくるというようなところは、想定はしてございます。

現在も行っておりますが、不法投棄に関しましては、パトロール等できっちりやってくというふうな形でしか、何か決定的ないい手があるかという、そうではないんですけども、おっしゃったところにつきましては、本当に我々も監視の目もきちっとしていくというふうな考えでおりますので、お願いしたいと思います。

○ 石川善己委員

前職のときに一30年ぐらい前になるんですけど一用地として買ってあったところののり面に、用地をグラウンドにしようと思って、当時まだ家電リサイクル法もない時代ですから、我々が入ったときに法面に、冷蔵庫、洗濯機、ソファ、テレビ、もう本当に、谷底なので、それを僕らは谷底へ降りて、ロープでくくって車で引っ張って上げるというよう

な、すごい量を経験したことがあるんです。

なかなか人がいない、何かの用地で取ってあってというようなところってすごく盲点的にあるので、やればやっぱり増えてくると思いますので、そういった想定の下に、ゼロにするのは無理なのは分かるんですけど、いろんなケースを想定しながら、不法投棄が増えるだろうという対策の準備だけはしっかり併せて進めていただきたいという意見で置いておきます。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

ほかにご質疑はよろしいでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ほかにご質疑もありませんので、これにて質疑を終結したいと思います。

それでは、これより討議、採決を行いたいと思います。

まず、討論のある方は挙手にてご発言お願いいたします。

(なし)

○ 太田紀子委員長

別段、討論もないようですので、これより委員会としての採決を行いたいと思います。

議案第6号四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

ご異議なしと認め、本件を可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第6号 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 太田紀子委員長

以上で環境の所管事項は全て終了となります。

理事者の入替えがありますので、休憩後に再開といたします。

資料のほうだけご用意、請求のあった分、よろしく願いいたします。ありがとうございます。お疲れさまでした。

10 : 59 休憩

11 : 10 再開

○ 太田紀子委員長

時間になりましたので、副委員長が不在ですけれども、始めさせていただきます。

インターネットをまたお願いいたします。

それでは、審査順序に基づき、都市整備部の審査を行ってまいります。

まずは、都市整備部長よりご挨拶お願いいたします。

○ 伴都市整備部長

都市整備部でございます。

今回は、補正予算、あと、議案、協議会、所管事務、それから報告と、案件が多くございます。できるだけシンプルに分かりやすい説明に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

議案第3号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

第8款 土木費

第2項 道路橋梁費

○ 太田紀子委員長

それでは、予算常任委員会都市・環境分科会として、議案第3号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、第8款土木費、第2項道路橋梁費についての審査を行ってまいります。

それでは、資料の説明を求めます。

○ 蟹江道路建設課長

道路建設課、蟹江でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、委員会資料により、議案第3号令和4年度一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

会議をシステムに配信しています、ホームから今日の会議、都市・環境常任委員会、203補正予算資料（都市整備部）をご覧ください。よろしいでしょうか。

まず、表紙と目次をめくっていただきまして、3ページをご覧ください。補正予算総括表となります。

今回補正をお願いするのは、款土木費、項道路橋梁費、目道路新設改良費について3200万円の増額補正をお願いするものです。今回の補正による道路橋梁費の小計は、予算額38億47万1000円から、補正後予算額38億3247万1000円となります。

土木費の合計としましては、最下段に記載のとおり、予算額112億2097万3000円から、補正後予算額としまして112億5297万3000円となります。

続きまして、4ページをご覧ください。補正予算事業概要となります。

今回、産業支援生活拠点道路整備事業費のうち、工事費について3200万円の補正をお願いするもので、理由につきましては、次ページ以降でご説明いたします。

5ページをご覧ください。

まず、この事業の目的ですが、幹線道路の計画的な再舗装や渋滞が発生している交通ネック箇所の改良を進め、安全で快適な道路の機能維持を図るものでございます。

今回の内容としましては、現在、渋滞対策を目的に実施している西阿倉川62号線道路改良工事について、交差点、南北工区ともに未買収地があることから、暫定形状による工事

を進めてまいります。

そうした中、交差点南工区について、その後の交渉により用地取得ができる見通しとなり、完成形状にて整備を行うことが可能となりました。そのため、当該工事に必要となります擁壁等の工事費の増額補正及び今回の追加施工に伴って、当初予定していました舗装工や仮設道路の撤去等が年度内に完了しないことから、併せて繰越明許費をお願いするものでございます。

具体的には図でご説明いたしますので、6ページの平面図をご覧ください。

左の図が暫定形の図、右側が今回変更を行う南工区完成形の図となります。

交差点の下側の図を比べていただきますと、暫定形では、田んぼ3枚分までしか用地取得ができていないため、取得済みの用地の範囲内で、カーブ形状により道路を取り付けてまいります。

一方、右側の図では、田んぼ2枚分の追加取得により、線形をより真っすぐにした形状に変更してまいります。

なお、暫定形では、道路沿いの施工について、盛土形状で行う予定でしたが、完成形では、L型擁壁での施工となりますので、その分費用が増額となります。

再び5ページをお願いいたします。

3に記載のとおり、補正予算額として3200万円、また、4の繰越明許費として同額の3200万円を計上してまいります。

次に、今回の変更によるスケジュールについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

6ページのスケジュール表ですが、黒線が当初計画、赤線が変更後の計画を示しています。

今後の流れとしましては、今回の補正予算及び繰越明許費をお認めいただきましたら、7月上旬に工事請負契約の変更に向けた仮契約をさせていただき、その後、8月定例月議会におきまして、工事請負契約の本契約としまして、変更契約議案を上程させていただきます。

そして、変更契約議案の議決をいただきましたら、その後、今回の補正予算の部分に係る工事の材料発注、工事着手を行い、おおむね令和4年度内を目途に工事を終え、その後、道路改良工としまして、工事工程の終盤に予定している舗装工や仮設道路の撤去などを令和5年6月末を目途に進めてまいりたいと考えています。

次に、7ページをご覧ください。

繰越明許費補正概要となります。予算科目、事業名、繰越額、繰越し理由につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおりでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○ 太田紀子委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にて発言お願いいたします。

○ 竹野兼主委員

土地取得の部分の費用面というのはどこに出てくるの。

また、それって市街化調整区域なのか、田んぼですよ、この2枚。この部分について、反対するわけではないんですけど、その交渉で、土地を購入されたのかな。そうすると、道路以外というのを一瞬考えると、ここの費用面が出てこないの、これはどこの委員会で出てきておるのかなというのがちょっと聞きたかったので、確認だけさせてください。

○ 蟹江道路建設課長

道路建設課、蟹江でございます。

用地費につきましては、令和3年度予算で計上してございまして、明許繰越で申請させていただいてございます。

土地につきましては、おっしゃるとおり市街化調整区域の田んぼということになりまして、ちょうど3件追加で用地取得が必要になってまいりまして、そのうちの2件は、6月上旬で契約を行っておるという状況でございます。

残りの1件につきましては、三重県さんが所有してございまして、おおむね内諾はいただいております、今後契約手続を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員

ありがとうございました。

この形状になることで、より一層スムーズになる、どれぐらいのことを考えてこういう形になっているのかなというのがもしあれば教えてください。

形が変わることによっての渋滞がこれぐらい、何%ぐらいよくなるよとか、数字があるのであれば教えて。なければ結構ですけど、こんな効果があると考えていますとか、それで結構ですので、それだけお願いします。

○ 蟹江道路建設課長

道路建設課、蟹江でございます。

何%というのはなかなか難しいんですが、暫定形と完成形の右折レーンのところの比較をしますと、暫定形では、右折車線長というのが40m確保できるんですが、完成形になりますと、より真っすぐになりまして、その延長が55mということで、結構メーター的には、右折車線長は増加できるということでございます。

○ 竹野兼主委員

分かりました。ありがとうございました。

○ 太田紀子委員長

ほかにご質疑は、なしでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ほかにご質疑もありませんので、これにて質疑を終結させていただきます。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言お願いいたします。

(なし)

○ 太田紀子委員長

別段、討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思います。

よろしいでしょうか。

なお、全体会に送るか否かは採決の後にお諮りいたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

反対表明もないために簡易採決を行います。

議案第3号令和4年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、第8款土木費、第2項道路橋梁費は、原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会に送るべき事項について、委員の皆様からご提案がございましたらご発言をお願いいたします。

(なし)

○ 太田紀子委員長

それでは、全体会に送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第3号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、第8款土木費、第2項道路橋梁費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第7号 四日市市営住宅条例の一部改正について

議案第14号 市道路線の認定について

○ 太田紀子委員長

続いて、都市・環境常任委員会として、議案第7号四日市市営住宅条例の一部改正について、議案第14号市道路線の認定についての審査を行ってまいります。

それでは、一括して資料の説明を求めます。

○ 大本市営住宅課長

市営住宅課、大本でございます。

では、タブレットのほう、会議資料一覧にお戻りいただきまして、会議資料一覧、104提出議案参考資料10ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

では、議案第7号四日市市営住宅条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、配偶者からの暴力被害者の公営住宅の入居について、国の通知の改正があり、婦人相談所などの公的機関による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行された方などが対象に追加されたことに伴い、条例で定める単身者の入居資格との整合性を図るため、条例の一部改正を行うものです。

市営住宅の入居に当たりましては、現に同居し、または同居しようとする親族がいることを要件としております。ただし、障害をお持ちの方や生活保護を受けていらっしゃる方など、一定の要件に該当する場合については、単身の入居が可能となっております。

新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレス、外出自粛による在宅期間の増加等によりDV相談件数が増加しているとの背景を受け、婦人相談所などから証明書が発行されている方を市営住宅に単身入居できる方として追加するものでございます。

説明は以上でございます。

○ 山口道路管理課長

道路管理課、山口でございます。

議案第14号市道路線の認定についてご説明させていただきます。

一つお戻りください。

会議資料一覧、103議案書81ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

道路法第8条に基づき、議決いただくものでございます。

整理番号1番、小林47号線から7番、垂坂63号線のうち、整理番号3番を除いては、開発の帰属によるものでございます。

場所については、83ページから95ページに示しております。

整理番号3番の貝家采女2号線、場所は87ページになります。

この路線は、現在三重県において四日市鈴鹿環状線のバイパスとして、南部丘陵公園南ゾーン付近から内部川を渡った県道三畑四日市線、内部小学校西側間の整備が進められていますが、その際、旧道となる区間を市道路線として認定を行い、事業に着手しております。

今回県道三畑四日市線から国道1号幹線においても事業に着手することから、87ページに示している区間が旧道となるため、前回と同様、市道路線として認定するものです。

なお、旧道となるまでは、引き続き三重県が管理を行います。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言をお願いいたします。

○ 荒木美幸委員

条例改正のほうをお願いしたいと思います。

これは、DVの被害者をより手厚く保護するということで、もちろんこの一部改正については反対するものではありません。

一旦入居されてから、いつまでというのも、これも緩和をされるということなんですけれども、つまりこれは一旦入居をされて、その方のいろんな状況があるかと思うんですけれども、その方がいわゆるDVからも被害を受ける可能性がなくなって、本人が了承すれば、その段階で退去することができるという理解でよろしいでしょうか。そこまでいさせていただくことができるという理解でよろしいでしょうか。

○ 大本市営住宅課長

市営住宅課、大本でございます。

今のところ、入っていただくことにつきましては、入居要件を満たされている方のご

いますので、市営住宅を退去するに当たっては、例えば高額所得になられるとかそういった条件がない限り、私どものほうから退去を求めるようなことはございませんので、その方が入居を希望する限り、そのまま入居していただけたと思っています。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

それから、もう一点、ここがどこにあるかというのは明らかにはされていないとは思いますが、当然入居すれば、その周りの方というのは、その方が入居されたということは認識をされると思うんですけれども、そういった部分での配慮といいますか、それが外に漏れないような何か方策というのは、これは市営住宅課がやっていくことなんですか。あるいは、これは男女共同参画課のお仕事なんですか。

○ 大本市営住宅課長

市営住宅課、大本でございます。

明確に分けておるわけではございませんので、今の段階で、当課ですと、また、男女共同参画課についてもちょっと申し上げにくいんですけれども、基本的に我々として、お知らせするのは住宅管理人さんのほうには、入居された場合についてはお知らせします。その方以外にお知らせすることはございませんので、それ以降、どちらかに漏れるということについては考えておりません。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

しっかりと、こういった方々がその住宅に入ることによって、本当に安心をして生活を送れるような環境をしっかりとこれからも確保していただきたいと思います。お願いします。

○ 太田紀子委員長

ほかにご質疑はよろしいでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

別段、ご質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、これより一括して討論、採決を行いたいと思います。

まず、討論のある方は挙手にてご発言お願いいたします。

(なし)

○ 太田紀子委員長

別段、討論もないようですので、これより採決を行いたいと思います。

反対表明もないため、簡易採決を行います。

議案第7号四日市市営住宅条例の一部改正について、議案第14号市道路線の認定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第7号 四日市市営住宅条例の一部改正について、議案第14号 市道路線の認定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 太田紀子委員長

理事の入替えが一部ございますので、委員の皆様、しばらくお待ちください。

11:30 休憩

11:52 再開

○ 太田紀子委員長

ここからは所管事務調査として市営住宅入居者選考委員会について、当委員会が所管する部分の説明をお受けしたいと思います。よろしくお願ひいたします。簡潔にお願ひします。

○ 大本市営住宅課長

市営住宅課の大本でございます。

では、資料のほうは、そのままタブレットを引き続きめくっていただきまして、9ページのほうをお願ひいたします。

令和4年3月9日に開催されました令和3年度第3回四日市市営住宅入居者選考委員会についてでございます。

議題の一つ目としましては、第3回定期募集応募者の選考及び抽せん会でございます。

9ページの一番下に書いてありますが、全体としまして、応募倍率は、募集戸数25戸に対しまして、53世帯の応募となり、応募倍率は2.1倍となっております。その中で、前田町の1階部分、また、大瀬古新町につきましては、高齢単身者の申込みも可となっておりますので、大半が高齢単身者の申込みとなり、倍率が高くなっているという特徴がございます。

次にめくっていただきまして、10ページをご覧ください。

議題の二つ目にあります随時受付団地の入居状況でございます。

表に示させていただいておりますのは、前回報告しました9月末現在から1月末までの入居状況でございます。

この間の申込み件数が26件、辞退件数が8件、入居件数が17件となっており、1月末現在でお待ちいただいているのは21件でございます。

議題の三つ目でございますが、市営住宅入居に係る機関保証の導入についてでございます。

令和3年11月議会において、機関保証の内容を報告するとともに、四日市市営住宅条例の一部改正を上程したこと、また、保証内容や保証料等を決定した上、令和4年1月25日に、保証業者との間で四日市市営住宅等に係る家賃債務保証に関する協定書を締結したことについて、選考委員会の皆様にも説明したものです。

資料については、次の11ページのほうに記載してございます。

先日の正副委員長のご説明のときにも件数をということで、どの程度かというご質問をいただきまして、3件とお答えさせていただいていますが、実は先週末にもう一件増えまして、現在のところ、機関保証については、4件をご利用いただいている状況でございます。

また、当日の質疑につきましては、戻っていただきまして、10ページに記載させていただいたとおりでございます。

私のほうからは以上でございます。よろしく申し上げます。

○ 太田紀子委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ほかにご質疑もありませんので、本件はこの程度といたします。

以上で所管事務調査、終了いたします。

次に、令和4年度当初国補助金・交付金の内示状況についてを議題にしたいと思います。

それでは、資料の説明を求めます。

○ 伊藤（勝）都市整備部理事

それでは、私からは令和4年度当初予算におけます国の補助金・交付金の内示状況について説明をさせていただきたいと思います。

表の上段からご説明をさせていただきたいと思いますが、まず、一番初めが道路建設課、道路維持課関係のものでございます。

1番の幹線道路整備事業につきましては、小杉新町2号線、泊小古曾線、曾井尾平線に係る費用で、下段の国費ベースで1億7875万円の要求に対して、1億6457万2000円の内示

をいただき、交付率は92.1%となっております。

以下、交付率についてのみご説明をさせていただきたいと思います。

2番の交通安全施設等整備事業につきましては、富田富田一色線、道路ストック関連事業ほかに係る費用で、交付率17.9%、3番の交通安全施設等整備事業につきましては、前田25号線ほか1線の子供の交通安全対策に係ります費用で95.7%、次に、4番、橋梁長寿命化修繕事業につきましては、交付率91.1%、5番の阿倉川駅前整備事業につきましては、満額内示となっております。

次に、市街地整備課の関係のものです。

6番の狭あい道路整備等促進事業につきましては、満額内示、7番、都市再生整備計画事業は99.1%、8番、近鉄四日市駅周辺等整備事業につきましては、86.7%となっております。

次に、公園緑政課のものでございます。

9番の垂坂公園・羽津山緑地整備事業、10番の公園長寿命化整備事業、11番の都市公園再編事業はともに満額内示になってございます。

続いて、都市計画部についても同様に、12番の鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、13番の3D都市モデル整備事業につきましても、満額内示となっております。

続いて、建築指導課関係のものでございます。

14番のブロック塀等安全対策事業、15番の瓦屋根耐風改修事業につきましては、満額内示、16番、耐震化促進事業につきましては106.8%、17番の沿道建築物耐震化促進事業につきましても、74.7%の内示となっております。

続いて、河川排水課は、18番、準用河川改修事業につきまして、交付率34.8%、19番のため池災害対策事業につきましては、満額となっております。

最後に、市営住宅課関係ですが、20番の市営住宅整備事業の外壁改修につきましては、満額、21番の既設公営住宅改善事業は、交付率96.1%となっております。

以上となっております。全体を見渡しますと、一番下段、85.3%という交付率となっております。

今後も補正予算の獲得や予算の獲得に向けて、国、県等への相談や情報収集、関係機関への要望等を順次進めるなど、引き続き交付金等の確保に向けて取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましてもご協力いただきたく、よろしくお願いいたします。

説明のほうは以上です。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ご質疑もありませんので、本件はこの程度といたします。

そうしたら、既存集落の維持・活性化について、近鉄四日市駅周辺等整備事業進捗状況について、市営住宅長寿命化事業について、令和3年度四日市あすなろう鉄道の運輸実績について、一括して説明お願いいたします。

○ 鈴木都市計画課長

都市計画課の鈴木です。

それでは、私のほうから2番の既存集落の維持・活性化（空き家の活用）についてご説明させていただきます。

ページのほうは、引き続きの15ページをご覧ください。

まず、背景としまして、本市では、都市全体としての魅力を高めるために、中心市街地の再編に取り組むとともに、郊外部の居住地などと公共交通が結ばれた、歩いて暮らせるまちづくりを目指しております。

その中で、市街化調整区域の既存集落は、農業や里山管理を担っており、都市の自然環境を守っていく観点からも、その維持を図っていく必要があると考えており、その旨を本市総合計画にも位置づけておるところでございます。

市街化調整区域の人口を見てもみますと、過去10年間で9.2%減少しており、市街化区域の減少割合0.4%に比べ、より人口減少が進んでおります。

また、市街化調整区域内の空き家は、市全体の空き家数の15%を占めており、これは、市街化調整区域の人口割合よりも高くなっております。

これまで市街化調整区域の既存集落では、開発許可制度の規制緩和などの対策を講じてきましたが、地区からは集落の維持に関する厳しい実情も聞いており、さらなる対策を求める声もいただいております。

全国的にも市街化調整区域における空き家の発生、地域活力の低下などが課題となる中で、国では、空き家となった古民家などを地域資源と捉え、地域再生に活用するため、開発許可制度の運用指針の一部を改正しております。

少し飛びますが、タブレット17ページをご覧ください。

こちらは、国が示す市街化調整区域における空き家などの既存建築物を地域再生に活用する場合に、開発許可制度の運用の弾力化を可能とする技術的助言となります。

改正概要の欄をご覧ください。

空き家を、①観光振興のために必要な宿泊、飲食などの提供の用に供する施設や、②既存集落の維持のために必要な賃貸住宅等に用途変更する場合、開発許可を行っても、都市計画法上差し支えないというものとなっております。

タブレット15ページにお戻りください。

本市の取組の内容についてですが、先ほどご説明しました国の技術的助言を踏まえまして、本市においても、既存の空き家を活用したまちづくりであれば、市街化を促進するおそれは低いと考え、市街化調整区域内の既存集落にある空き家を新たな定住者の住まいや地域の魅力を生かした店舗などへ活用していくことで、魅力ある既存集落の実現を図りたいと考えております。

取組のイメージの図をご覧ください。

取組としましては、二つ。一つ目は、左側のピンク色着色部の空き家の賃貸住宅利用、それから、右側の緑色着色部の空き家の貸し店舗利用等を新たに開発許可の対象とできるような制度検討を進めていきたいと考えております。

それぞれの取組の考え方につきましては、次ページ、タブレット16ページをご覧ください。

一つ目の空き家の賃貸住宅利用につきましては、居住人口の減少を抑えることにより、集落の維持を図ることを目的として、併せて将来の定住につながるきっかけとなることが期待できるため、市街化調整区域内の全ての既存集落を対象に、開発許可制度における許可の運用の弾力化を行っていきたいと考えております。

二つ目の空き家の貸し店舗利用等は、観光などの地域資源の活用による集落の活性化を

目的としており、人口減少率の大きい2地区で実施する地域とのワークショップにおいて、運用方針及び制度設計の検討を行ってまいります。

また、空き家の貸し店舗利用などに関する支援制度についても、ワークショップにおいて、その必要性も含めて、併せて検討を行ってまいりたいと考えております。

最後は、スケジュール案となります。

空き家の賃貸住宅利用につきましては、今後制度設計を進め、市街化調整区域における四日市市開発審査会提案基準に許可できる取扱いを新たに定め、令和4年度中に運用を開始していく予定としております。

また、空き家の貸し店舗利用等につきましては、本年度に地域とのワークショップを開催し、地域資源を活用した空き家の具体的な活用方法を検討し、制度案を検討、調整していきたいと考えております。その上で、令和5年度に開発審査会への手続を経て、運用を開始していきたいと考えております。

既存集落の維持・活性化（空き家の活用）についての説明は以上となります。

○ 戸本市街地整備課長

市街地整備課、戸本でございます。

それでは、資料のほう、引き続きまして、18ページをご覧ください。

私のほうからは近鉄四日市駅周辺等整備事業の進捗状況についてということで、主に現場の動きをご紹介させていただきたいなと思っております。

それでは、1番のところでございますが、まず、工事区間といたしまして、西浦通りから市民公園前の区間の工事でございます。こちらの工事につきましては、もう既に発注をしております、いよいよ現場のほうで6月末から着工するところでございます。

その着工に当たり、沿線住民様のほうにもいろいろご説明のほうをさせていただいております。別途、またそのときに配らせていただいた説明資料を別途添付させていただいておりますので、またお時間があるときにご覧いただけたらと思います。

続きまして、2番目の近鉄四日市駅周辺の区間でございます。

先ほどの市民公園東から国道1号までの間でございますが、まず、1ぽつ目でございますが、こちらにつきましては、いろいろ種々工事を進めるに当たりまして、埋設管の移設がかなり必要となってまいります。こうした工事につきまして、移設工事を今年度に予定してございます。

続きまして、2 ぽつ目でございます。こちら埋設物の移設工事であったり、今後の工事のことを考えますと、いろいろ車線規制を行いながら工事を進めてまいります。現在交通管理者などと協議を行っております、早ければ来年の1月頃から切替えの工事などを見込んでございます。

また、バスタエリアの早期着手と全体スケジュール短縮のため、国のほうから、このバスタの整備に当たっては、楠パーキングの出口を移設するというようなことがございます。こうした中で、楠パーキングの出口の移設設計を行えないかというような打診がございまして、現在同業務について、国から委託に関する協議を行っております。

続きまして、国道1号からJRの区間でございますが、こちらにつきましては、秋の社会実験の準備を進めておるといような状況であります。また、今年度中に工事につきましても、道路の再編という格好で発注をしてまいりたいというように考えてございます。

また、こちらいろいろ周知という面では、工事等々につきまして、いろいろ周辺の説明も併せて進めてまいりたいと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○ 大本市営住宅課長

市営住宅課、大本でございます。

引き続き、資料につきましては、19ページをご覧ください。

市営住宅長寿命化事業（三重市営住宅エレベーター設置等高齢者対策工事）についてでございます。

今年度、四日市市営住宅等長寿命化計画に基づき、三重市営住宅28号棟にエレベーターやスロープを設置する工事を予定しておりましたが、4月以降、地元自治会などから本工事に対する問合せやご意見をいただいております、現在自治会との面談による対応等を行っているため、工事発注に至っておりません。そのため、当初のスケジュールに遅れが生じてございます。

4月以降、三重西連合自治会長名で2度のお問合せの文書を頂戴しています。会長をはじめ役員の方と4回ほど面談をさせていただきました。その中で、役員の方からは、28号棟にエレベーターを設置すると連絡があったのが3月末であり、詳しいことが不明なため、設置に至った経緯と今後の計画について知りたいというお話を頂戴しました。

その後、エレベーターやスロープを設置といった計画を見直すべきとの意見や、設置し

た場合の住民や自治会の負担といったことについてお問合せがありました。

5月31日に面談させていただいたときには、28号棟だけでなく、三重市営住宅内にある中層住宅15棟全てにエレベーターを設置する計画をというご意見もいただいているところでございます。

今までも面談のたびに説明をさせていただきながら、ご理解を得るように努めてまいりましたが、今後も丁寧に説明を続けてご理解を求めてまいりたいと思います。

また、状況につきましては、本委員会に改めてまた報告をさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○ 鈴木都市計画課長

都市計画課、鈴木です。

私のほうからは令和3年度四日市あすなろう鉄道の運輸実績についてご報告させていただきます。

タブレットは、21ページをご覧ください。

まず、21ページ、こちらでは輸送人員を示しておりまして、表の上段は、左から定期外、通勤定期、表の下段は、左から通学定期、その合計としてそれぞれ令和3年度、令和2年度、令和元年度の3か年の輸送人員と令和2年度、令和元年度との対比を示しております。

令和3年度の輸送人員は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、243万1000人と令和2年度から12万5000人増加し、前年度比ではプラス5.4%となりました。

内訳としまして、定期外が71万1000人と、前年度比でプラス12.3%、通勤定期は86万8000人と、前年度比でマイナス0.9%、通学定期は85万2000人と、前年度比でプラス6.9%となっております。

また、定期外利用につきましては、新型コロナウイルス感染症第4波の6月、同じく第5波の9月において前年度より減少しており、緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置による外出自粛が影響しているものと考えられます。

次に、通勤定期につきましては、第5波の8月以降に前年度よりも若干減少しており、通勤手段の変更や働き方改革の影響が生じたのではないかと考えております。

次に、通学定期につきましては、8月と9月に大きく減少しており、これは、緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置により、部活動の中止やオンライン授業が行われたことが影響したものではないかと考えられます。

全体としまして、前年度比に比べ、プラス5.4%と回復傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない前々年度の利用者数には至りませんでした。

次に、タブレット22ページをご覧ください。こちらは旅客運輸収入になります。

令和3年度の旅客運輸収入は3億543万8000円余りとなり、前年度から2051万4000円増加し、前年度比でプラス7.2%となりました。

この内訳としまして、定期外が1億4820万5000円で、前年度でプラス11.7%、通勤定期は1億657万8000円で、前年度比でマイナス0.9%、通学定期は5065万5000円で、プラス13.4%となりました。

また、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業に係る補助金として約1100万円を国、県からの補助があり、あすなろう鉄道の収支としましては、約3500万円の黒字となり、本市へ寄附を受けております。

なお、速報としまして、令和4年度の輸送人員は、4月は22万9000人と、令和3年度比でプラス6.5%、5月は23万4000人と、令和3年度比でプラス13.6%となり、回復傾向にありますので、今後も利用啓発活動に努め、あすなろう鉄道と連携し、運行してまいりたいと考えております。

私からの報告は以上です。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてお願いいたします。一括して行ってまいります。

○ 石川善己委員

簡単に。16ページ、空き家の貸し店舗利用のところについてなんですけど、人口減少率の大きい2地区で実施するという、ワークショップ対象にということなんですけど、これは基準は国勢調査かなんかでという理解でいいですか。独自の何か調査があるのか。

○ 鈴木都市計画課長

人口減少の大きい2地区ですけれども、本市が持っています人口統計一昭和48年以降の

ものを持っておりますが一これの調整区域の最大人口から、直近の令和3年度ですけれども、令和3年の10月で減少率が大きい2地区、これ具体的には水沢地区と小山田地区になりますが、こちらの2地区を想定しております。

○ 石川善己委員

大きく変わっていくことはないと思うんですけど、今後、例えばその2地区が変更になったり、新たな地区が入って抜けたりした場合というのは、そこを新たに対象として考えていくという理解でいいですか。

○ 鈴木都市計画課長

まずは、人口減少が大きい2地区で先行運用といいますか、こちらは、二つあるうちの右側のほう、貸し店舗利用のほうの話ですけれども、周辺とか既存施設への影響なんかもこういったところでの試行で踏まえまして、将来的には同様な課題をほかの地区でも抱えておろうかと思っておりますので、そちらのほうの運用につなげていけないかを検討してまいりたいと思っております。

○ 川村幸康委員

前に四日市市の独自では、あと、県地区と神前地区も入れておったんやけど、そここつちとの差は何なのか、その2地区が大きかったというだけなのか。

だから、あそこを1地区と見れやんの。水沢地区や小山田地区で一つにして、神前地区、県地区で一つに見れやんのかな。2地区というのは、行政区で決まっておるのか。

だから、人口減少率4%か何%かであるとき条例改正したと思うんやけど、物の見方やけど、1地区を一つと見るのか、二つ陸続きで2地区と見てもええんと違うのかなって、俺はこの趣旨から見たら思っておったんやけど、そういう解釈はできやんのか。

○ 鈴木都市計画課長

多分、川村委員がおっしゃったのが、開発審査課のほうで平成28年度にやった規制緩和のこととの関連だと思うんですが、こちらのほうにつきましても、地区単位、行政区単位のところで考えております。

住宅団地とかの部分は除いてということはやっておるようなんですけれども、私が今日

ご説明をさせていただきました新たな制度についても、行政区単位を基本として考えております。

これは、私どもで持っております地区まちづくり構想の策定支援、それから来る都市計画マスタープランの地域地区別構想、こちらのほうも一応行政区単位を基本としておるところがございまして、これらと合わせた中で考えていきたいというのが現時点の考えでございます。

○ 川村幸康委員

行政区単位を理解してないわけじゃないんやけど、そこはあんたらの解釈やで、俺も解釈で、外から言っておるのや。陸続きやで、前やった平成28年度の議会から出した条例改正と一緒に、小山田地区、水沢地区でワンセットと、神前地区、保々地区でワンセットで何でできやんのや。あんたらも解釈を変えたらええだけやろ。

外から言っただけじゃなく理解が始まるんやでさ。何も水沢地区と小山田地区を1地区ずつで分けやんと、あそこでワンセットの人口減少率何%で減っているところと、こっちでこれで減っているところで解釈を変えて適用していてもええんと違うんかなと思うんやけど。いまだに多分その四つが一番減少率は少ないと思うんやけど、少し平成28年度からうちの地域や県地区やらどこを見ておっても結構家が建ってはきたけど。今日はこれで報告だけやけど、一遍検討してみてよ。

○ 伴都市整備部長

先ほど課長からもありましたが、今回この2地区を対象に制度設計の検討を行っていきたいというところで、この2地区につきましては、先ほどありましたように、地区発想の中でも、こういう空き家をまちづくりの中でも活用を考えていきたいというところも記載してございますので、まず、この2地区でいろいろ検討を進めさせていただいて、そのほかのところの展開というのは、その後に考えていきたいと思っております。

○ 川村幸康委員

いやいや、言っておることを理解しておらんわけじゃないんや。俺の言うことも理解してという話しておるのやで、平行線ではおかしいやろうと言ったの。

○ 伴都市整備部長

今回報告という形にさせていただきましたので、今いただきました意見を参考にさせていただいて、また、検討させていただきたいと思います。

○ 荒木美幸委員

11番の市営住宅のエレベーターですが、予算のときに川村委員からも丁寧な説明をしないといけないという、ちょっとご心配の声が少し顕在化してしまった形になったのかなと思っています。

まず、資料を読むと、やはり後ろ向きな意見というか、反対意見というか、非常に多い中で、一つお聞きしたいんですが、当該の住んでいらっしゃる方々をはじめとする、エレベーターをつけてほしい、早くつけてほしいという、そういうお声というのがここには一切ないんですけど、そういったお声というのは届いているんですか。

○ 大本市営住宅課長

市営住宅課、大本でございます。

今回上げさせていただいておりますのは、地元の西連合自治会の役員さんとの会話の中での回答でございます。

個別ではお電話などで、そういうのはどうなっているんだとかありますとか、つけてくれないのかみたいなお話は正直ございますけれども、今回のこの資料としては書かせていただいております。

○ 荒木美幸委員

この中で少し確認というか、まず、15棟全てにエレベーターは物理的に難しいと思っておりますが、これはどうでしょうか。

○ 大本市営住宅課長

もともとの議会のほうにもご説明させていただいておりますけれども、まずは1棟建てさせていただいて、それを検証した上で進めさせていただくというご説明をさせていただいております。その点については変わっておりませんので、それをまたご理解賜るように進めていきたいと思っています。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

それと、もう一点確認ですが、取り壊して新しいエレベーターつきをというお声もあるんですが、これは住環境の計画にはありませんので、これも非常にハードルが高いというか、難しいという理解でよろしいですね。

○ 大本市営住宅課長

おっしゃるとおり、住生活のほうでは、令和22年度まで建て替えはございませんので、ちょっと難しいかなと思っております。

○ 荒木美幸委員

中には、一旦立ち止まって見直し等を市議会のほうにというようなお声も上がっておりますけれども、都市整備部さんとして、やはりこれはもう進めていきたいというお気持ちでいらっしゃるのか、あるいはやはり地元調整によっては少し、今もちろん延び延びになっているわけですが、これを進めていくのは非常に難しいとお考えなのか、その辺の温度的なものを少し、明確にお答えになれないかと思っておりますけれども、お聞かせいただければと思います。

○ 伴都市整備部長

部としての見解というお尋ねです。

確かにいろいろご意見をいただいております。ご意見いただくに当たりましたのは、事前での丁寧な説明というところが欠けていたというところは事実なところでございます。

ただ、この事業は目的を持って予算もいただいておりますので、しっかりこれは進めていきたいと思っておりますので、課長からもありましたように、ご理解いただけるように、地域のほうには足を運んで、何とかご理解いただけるように説明を継続してやっていきたいと考えております。

○ 荒木美幸委員

分かりました。丁寧な説明をしっかりとお願いいたします。

○ 川村幸康委員

関連で、予算審査のときに言ったと思ったんやけど、よっぽど慎重にやらんとあかんよと。何を旨とするかって、意外に不平等を嫌がるで、こういうことが予見できたわけやで、行政組織が目的を持って、今は予算もついて、議会のせいにして、予算もついておるで進めていくということに対しては、意外に抵抗が強いよ。

一遍ちょっと回っておる車輪を止めるぐらいの思いがないと。それありきでぐるぐると押しつけていくと、踏みつぶされるという思いは、やっぱり抵抗が強くなるから、これはよっぽど丁寧な説明以上の説明が要るんや。

だから、逆に言うと、行政側が一遍逆回しに歯車を回すぐらいの物の見方と考え方がないと、理解が進まんと私は思っておる。行けば行くほど泥沼へ入るわ。だから、最初から予見もできておったんや。

思い切ってやるんやってさっき荒木委員に言ったけど、全部やるという方針の中でやっていきゃいいんやけど、できるできやんは別やぞ。それぐらいにしか多分理解はせえへんに。

結果的には一つしかできやんだという話はあるか分からんけど。よっぽどそういう考え方で交渉力があるやつが行かんと無理やで。分かるか。自分らの都合だけで解釈を押しつけていこうとすると、こうやってもめたやつはなかなか無理やで、やるんならもう全部やりますわという話ぐらいでしておかんと、結果は別やでな。だから、説明が下手やわ。

だから、俺は最初から思っておったもん。やるんなら全部やりますわとモデル的にさせてくれたらええんやけど、そりゃ、聞いておるよ、この人らは。あっちの棟だけ良くて、こっちは何なんやという話や。一緒の家賃入れておるのに。あそこだけエレベーター代だけ高くすると言うんなら、てんびんの法則が通るけどさ。今は、不平等やもん。

そこは、市役所が当事者意識に欠けた結末やと思っておるで。私のところに厳しい声も来ておるで、近所の人から市議会は何考えておるんやって言われておるで。やっぱりそれは不平等を生むところなるんやわ。だから、そこら読みがちょっと浅かった。丁寧な説明というのは、俺はそういうふうことを言っておったんやで。不平等になるで、よっぽどそこは考えてやらんと。

以上。

○ 太田紀子委員長

答弁はよろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

だから、報告やであれやけど、よっぽどそういう物の考え方で一遍理解しなよ。俺の言っておることの意味は分かるやろう。それと絶対に話つかんよ。

○ 伊藤（準）建設担当部長

伊藤でございます。

今、委員から貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

5月31日の会議には私も出席をさせていただきまして、地域の方と議論させていただきました。

その中で、この資料にも書かせていただいているとおり、まず、その説明がなかったということで、不信感しかないというのが冒頭の説明でございました。その辺は私らもしっかり反省はしているところでございます。私らの目的をしっかりと説明した上で入っていくべきだったというところで、そこは地元の方にも私らの気持ちをお伝えさせていただきました。

私らがやっていく目的を、もう一度きちっとお伝えさせていただいて、理解していただけるように私らも努めていきたいと思っておりますし、先ほど課長からもありましたとおり、それなりの内容については、また委員会のほうでもご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○ 川村幸康委員

だから、全棟やるというような話はやっぱり必要やに。そこがないと、もう全然進まんに、これ。

○ 伊藤（準）建設担当部長

エレベーターの設置につきましては、建物とエレベーターの耐用年数とかいろんな中で、28号棟というところを選ばせていただいたというのは、いろんな場所でご説明をさせていただいております。

そういったところの全棟というのは、さっき言った案件の中で困難なところもあるか分かりませんが、私らの考えをしっかりと説明していくということがまず大事かなと、これは5月31日の会議の場で、私は実感しましたので、繰り返しになるか分かりませんが、地域の方と丁寧に私らの考えを伝えながらご理解いただくように努めるしかないかなと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○ 太田紀子委員長

よろしいでしょうか。

ほかにご質疑はございませんでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

本件はこの程度といたします。

以上で都市整備部の所管事項は全て終了となりました。ありがとうございます。お疲れさまでした。

今から休憩で、1時半からの再開でお願いします。

12:26 休憩

13:29 再開

○ 太田紀子委員長

若干時間より早いですが、始めさせていただきます。

それでは、審査順序に基づき、上下水道から日永浄化センター第4系統詳細設計付水処理設備工事についての報告を受けたいと思います。

まずは、上下水道事業管理者よりご挨拶お願いいたします。

○ 山本上下水道局事業管理者

上下水道局、山本でございます。ひとつよろしくをお願いいたします。

今日は、日永浄化センターの第4系統の設備機械の設置に関するところでご説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

下水道のほうにつきましては、令和7年に概成する目標を立てて、どうにか汚水の整備のほうについては、国の求めるレベルまでに到達できるかなと思っております。

そして、四日市の雨水対策としての浜田通り貯留管ですけど、今月頭から暫定供用のほうをさせていただいております。もう入るか入らんかぐらいのレベルの雨しか降っておりませんので何なんですけど、でも、機能的には達成できるようになっております。

もうちょっと時間的余裕があれば、管内視察でという話もあったんですが、なかなかちょっと日程が込み合っていましたもので、やはり6月1日からどうしてももう万が一のために供用したいという目標を立てておりましたので、申し訳ございませんでしたが、また機会があったら対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、担当のほうから説明させていただきますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○ 太田紀子委員長

それでは、資料の説明を求めます。

○ 中野施設課長

施設課の中野です。よろしくお願いいたします。

ホーム画面の今日の会議、都市・環境常任委員会分科会、会議資料一覧の04上下水道局（関係資料）をお開きください。4分の1が表紙となっております、次の4分の2をご覧ください。

日永浄化センター第4系統詳細設計付水処理設備工事発注について説明させていただきます。

まず1番目、工事概要となります。

日永浄化センター第4系統は、全体計画が4万8800m³/日の処理能力を予定しております、現在1万2200m³/日の処理能力を持っている施設でございます。

工事名につきましては、日永浄化センター第4系統詳細設計付水処理設備工事となります。

工期につきましては、契約の日から令和7年2月28日まで、約26か月間の工期を予定し

ております。

概算工事につきましては、予算額で16億1000万円になりまして、令和4年から令和6年の債務となります。

今回の工事概要につきましては、水処理設備の増設で、能力につきましては、1万2200m³を予定しております。

この増設工事に係る今回工事は、詳細設計、機械設備工事、電気設備工事の一式を発注する予定であります。

ここで、詳細設計付工事の方式とは、普通は設計と施工を別々で発注するんですが、今回につきましては、設計と施工を一括で発注する方式を考えております。これによりまして、設計期間と施工期間をラップすることによる工期短縮や、施工者が設計の当初から携わることによって、施工者の技術力やノウハウの活用のメリットを見込んでおります。

続きまして、2番で、工種についてでございます。

今回の工事は水処理設備の機械設備と電気設備になるんですが、その増設工事であるため、機械と電気を一括して発注することによって、機械の能力をより発揮できるということで、工種については、機械器具設置工事を予定しております。

3番目の契約方式についてでございます。

まず、業者の選定方式につきましては、本工事は、浄化センターの流入から放流に至る一連の水処理設備の増設工事であります。既設部分の設備の設計から既に10年以上経過しており、技術革新も進んでいるため、単純な設備増設を行うのではなく、施工者が持つ高度な技術力、専門性、ノウハウ等を活用した設備を導入することで、水処理性能や維持管理性の向上を図ることが期待できます。このような施工者からの技術提案をより取り入れることができるプロポーザル方式を採用する予定であります。

続きまして、企業構成でございます。

参加業者につきましては、代表者は、水処理設備の施工実績を持っておりますプラントメーカー等と考えております。

構成員につきましては、工事の規模から、市内の業者の育成、技術力の向上に配慮しまして、市内業者とする建設共同企業体（甲型）、いわゆるJV方式を予定しております。

代表者と構成員の企業要件を下の表にまとめてありまして、代表者につきましては、施工実績、総合点、建設業の許可区分「特定のみ」、そして、完工高につきましては、予定価格の3分の1掛ける出資比率（構成員の中で最大）となります。

次に、構成員につきましては、市内に本店を有する業者、建設業の許可については、一般も可となります。完工高につきましては、予定価格掛ける3分の1掛ける出資比率、これは最低30%以上と定めております。この完工高の算定式につきましては、四日市市の運用基準で定められているものでございます。

4分の3をご覧ください。

評価内容につきましては、企業要件、技術者要件、技術提案、監理技術者、価格点について評価する予定であります。

企業要件につきましては、工事成績、施工実績、地域・社会貢献度について評価いたします。

技術者要件につきましては、施工実績について評価したいと思っております。

技術提案につきましては、水処理性能や設備の省エネ・省メンテナンス等の技術力の提案をしていただいたものの内容について評価する予定であります。

監理技術者につきましては、ヒアリングの審査を考えております。

価格点については、価格について評価する予定であります。

5番目に、さっきの4と5は案となっております、これにつきましては、またプロポザルの審査会后、決定することになります。

契約までのスケジュールですが、令和4年の7月29日に報告予定をしております。その後、9月28日に参加表明書を出していただきまして、10月21日に技術提案書を出していただき、令和4年の12月にヒアリングをする予定であります。それにつきまして、12月の下旬には契約をする予定であります。

4分の4をご覧ください。

位置図と平面図を示させていただいております。上が位置図で、下が平面図となります。

上の位置図の赤い部分が第4系統の位置図となります。

下の部分の平面図をご覧ください。増設部分につきましては赤色で、既設部分につきましては黄色で着色させていただいております。黄色と赤が斜線で斜めで2色刷りになっているところにつきましては、既存設備がありまして、その設備の増設工事となりますので、この2色で示させていただいております。

簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言お願いいたします。

○ 笹井絹予委員

この2ページのところの現在の能力が1万2200m³/日なんですか。それを4万8800m³/日に、4倍ぐらいの大きさに広げるということによろしいでしょうか。

○ 中野施設課長

現在が1万2200m³/日でございますが、全体計画は、これは将来的に全部出来上がったときの数量を示しておりますが、今回につきましては1万2200m³/日、現在の能力と同じ能力の増設工事となります。これができるかと、2万4400m³/日となる予定であります。

以上です。

○ 太田紀子委員長

ほかにご質疑はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ご質疑もございませんので、本件はこの程度といたします。

以上で上下水道局の所管事項は全て終了となりました。

理事者の方はご退席お願いいたします。委員の皆様におかれましては、しばらくお待ちください。

インターネット終了してください。

所管事務調査について、どなたか何かございましたら。

休会中所管事務調査は正副委員長のほうで任せていただいてよろしいでしょうか。どうでしょうか。

(「正副委員長一任」と呼ぶ声あり)

○ 荒木美幸委員

14番の6月定例会議の所管事務調査は。

○ 太田紀子委員長

14番はなし、事務調査はなしということで。

副委員長から上下水道局について報告してもらわなくてよろしいですか。。

○ 諸岡 覚副委員長

事前の正副委員長レクの中で、上下水道局のほうから打診がありまして、四日市水道事業経営戦略についてということで、今何かいろいろ考えているそうです。

それについての進捗状況だとか見直しの方向性等について、委員会の皆さんにご報告、ご相談をしたいので、もしよかったら休会中所管事務調査で取り上げてもらえないだろうかという依頼が来ておりますので、正副委員長としては、これを受けて、一度みんなで話を聞いてみるという機会を持ちたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「正副一任」と呼ぶ者あり)

○ 諸岡 覚副委員長

よろしいですか。では。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

日程なんですけれども、7月25日の月曜日の1時半から開催させていただきたいと思っておりますので、皆様ご予約していただけますでしょうか。

ほかの日もちょっとあれをしたんですけど、なかなか日程的に厳しいところがございまして、同一週に、よろしいですか。

○ 諸岡 覚副委員長

21日は午前でしょう。

○ 太田紀子委員長

いや、21、22日は、呉市議会の視察が入ったりしているもので、2番目の案がちょっと無理になってきております。なので、25日の1時半でお願いしたいんですけど。ただ、同一週に行政視察がありますので、大変タイトなスケジュールとなっておりますけど、よろしくお願いをいたします。

では、休会中所管事務調査のテーマはそういうことで、よろしくお願いをいたします。

8月定例会議会報告会とシティ・ミーティングについて、令和4年の10月17日月曜日、北部ブロック東ということで、富洲原地区市民センターと橋北交流館を仮予約してあるんですけども、どちら。

○ 諸岡 党副委員長

ちなみに、これも過去の実績からいうと、本来は今回富洲原地区市民センターが一番筆頭に上がってくる場所らしいので、もし皆様のご同意が得られるならば、もう富洲原地区市民センターで決めたいなと思っております。

○ 太田紀子委員長

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

じゃ、富洲原地区市民センターでお願いいたします。

確認といたしまして、6月定例会議会報告会、シティ・ミーティングについては、7月4日の午後6時半から、隣の総合会館8階のほうの視聴覚室で、4常任委員会の委員長が出席して開催ということになっております。ほかの皆様につきましては、任意となっておりますので、もし参加される方があったら、よろしくお願いをいたします。これお伝えしておきます。

この間言っていました管内視察について、先ほど上下水道事業管理者からお話もありま

したけれども、5月18日の開会月議会の際に荒木委員のほうから浜田貯留管の管内視察に関してどうだということでご提案いただいたんですけれども、ちょっとその件についてご報告させていただきたいと思います。

事務局のほうからお願いできますか。

○ 羽尾議会事務局主事

事務局、羽尾です。失礼します。

先ほど委員長のほうからご説明と、あと、先ほど山本事業管理者のほうからありましたとおり、5月18日にご提案をいただきまして、上下水道局にすぐ確認をさせていただいて、返答があったのが5月23日という形になります。

その時点で、6月1日から、もう雨の時期に入りますもので、注水を始めるために、見学されるなら5月中でお願いしますということでご提案をいただきました。

ただ、議員説明会等の議事日程を考慮すると、あまりにも期間が短かったために、正副委員長のほうにご相談をさせていただいて、今回は見送ろうかというお話になったという経緯でございます。

以上です。

○ 太田紀子委員長

管内視察もしなくてというか、よろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員

さっき山本事業管理者のほうから言われておったみたいに、また機会があればやれると。あそこを使うというのは、大雨が降る時期、だから、例えば11月とか少し雨の量が少ないなと思えるときに、もしできるのであれば、全員じゃなくてもいいので、こんな日やったら見せられますよというところを委員長のほうからお話ししていただいて、全員が行くんじゃなくても、行きたいという方の部分のところについてご配慮いただければうれしいなというふうに思います。

○ 太田紀子委員長

分かりました。私自身も一度見てみたいと思うもので、もし機会があれば、そのよう

に提案させていただくようにいたします。ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員

それか、今言ったみたいに8月定例会議後の休会中所管事務調査のところにもし入れるのであれば、現場を見ながら所管事務調査をしてもいいのではないかなと思うので、その辺については正副委員長にお任せしますので、よろしくお願いします。

○ 太田紀子委員長

分かりました。

ほかによろしいでしょうか。

○ 石川善己委員

確認です。

ということは、管内視察はなしという意味合いなのか、浜田貯留管に行くのは、あくまで管内視察だよということで設定するのか、別に管内視察を検討して用意をしていくのか、結論的には、そこはどうなりますか。

○ 諸岡 党副委員長

そこも明確にしておいたほうが私もええと思います。

管内視察を今回できなかつたけれども、延期という形で8月もしくは9月、10月か分からんけれども、どこかでやって、今、竹野委員さんがおっしゃったような方向でやると言うのであれば、そのように進めていかなければいけないし、もう管内視察はなしよと、なしだけでも、委員会の皆さん有志で、もし依頼できてできるのであれば、正副委員長で汗かいてみますよということにするのか、そこはもう委員長のご判断で確認してもらったほうがいい。

○ 石川善己委員

正副委員長判断でいいと思うので、認識がずれていると、また、えっという話になってもあかんので、そこを決めていただければ。

○ 竹野兼主委員

自分の意見としては、もう管内視察は一旦なしという意味で、だから、その項目については、休会中所管事務調査の形にもなるかもしれませんが、さっき言われたみたいに、用意ができたので任意でという話になるかもしれない。そのところは正副委員長のほうで考えていただいて、管内視察はなしという。

○ 太田紀子委員長

管内視察なしの方向で、いい時期があって、もしあれだったら……。

○ 諸岡 党副委員長

方向とか言っておらんと、もうなしで。

○ 太田紀子委員長

なしで、見れる時期があるって言われたときに管内視察ではなく、自主的に有志で見に行くということで進めていきます。

以上です。

○ 諸岡 党副委員長

事項書にも書いてある。

そうしたら、行政視察のこのペーパーにつきまして、正副委員長の案としてこのペーパーを今お配りさせてもらってあります。

これでよろしければ、今の段階で人数を確定させて準備を進めていきたいと思いますが、どうでしょうかということです。

まず、内容について、これで決めたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 諸岡 党副委員長

その上でご出席、今の段階で出席できるという方いらっしゃいましたら挙手を。

(出席者挙手)

○ 諸岡 党副委員長

では、全員出席という前提で、事務局を通じて話を進めていくということによろしいですね。

○ 太田紀子委員長

ただ、コロナの状況とかね、まだ一月ありますので、その状況によってまた、これは案という。

○ 諸岡 党副委員長

だから、全体としての中止の判断はもう正副委員長一任ということによろしいですか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

最後に、分科会長報告、委員長報告につきましては、正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

今日はありがとうございました。不慣れで多々ご迷惑をかける点がありましたけれども、また、今後ともよろしく願います。

今回、長時間お付き合いいただきましてお疲れさまでございました。ありがとうございます。

13:51 閉議